

1. 件名：(株)グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパンにおける令和3年度定期事業者検査報告（終了時）についての面談

2. 日時：令和4年5月11日（水）10時00分～11時15分

3. 場所：原子力規制庁2階会議室（TV会議システム使用）

#### 4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 検査グループ 専門検査部門

早川上席原子力専門検査官、千葉主任原子力専門検査官、清水原子力専門検査官  
(株)グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン

製造部 エリアリーダー 他5名

#### 5. 要旨

○(株)グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン（以下「事業者」という。）から、令和3年度定期事業者検査報告（終了時）について、資料に基づき説明があった。

- ・令和3年度の定期事業者検査は、令和4年2月11日に開始したが、定期事業者検査中に廃液中ウラン濃度測定器の測定信号に電磁ノイズが混入し、測定器に誤動作が生じ、不適合処置を実施したことから、当初予定の3月下旬から遅れ、4月13日に終了した。
- ・令和3年度定期事業者検査報告書（開始時）別添2表1 施設管理実施計画（定期事業者検査対象設備）において第16排気系の記載を「今回対象外」とすべきところ、当該記載を誤って削除していた。このため、不適合処置を実施し、「今回対象外」として本報告書に反映した。

○原子力規制庁から、以下の内容を伝えた。

- ・今年度の定期事業者検査の結果は了解したが、以下の点について令和4年度の施設管理実施計画に反映すること。
  - －表1の備考欄は、検査終了日の記載だけでなく、検査の実施日も記載すること。
  - －表2は、同じ点検及び試験の項目であっても実施頻度が異なるもの、保全重要度が異なっても実施頻度が同じもの、異なる保全重要度であっても実施頻度が同じであるなど、保全重要度と実施頻度の関係が混在しているので、それらが適切であることが分かる記載とすること。
- ・令和4年度の定期事業者検査については、現在、新規制基準に基づく工事中であることから、昨年度と同様に面談による定期事業者検査の報告（開始時）となる。開始時報告の内容は法令に準拠したものとし、面談は検査開始の1ヶ月前までに実施すること。

○事業者から、承知した旨の回答があった。

6. その他

資料：定期事業者検査報告書（定期事業者検査終了時）

以 上